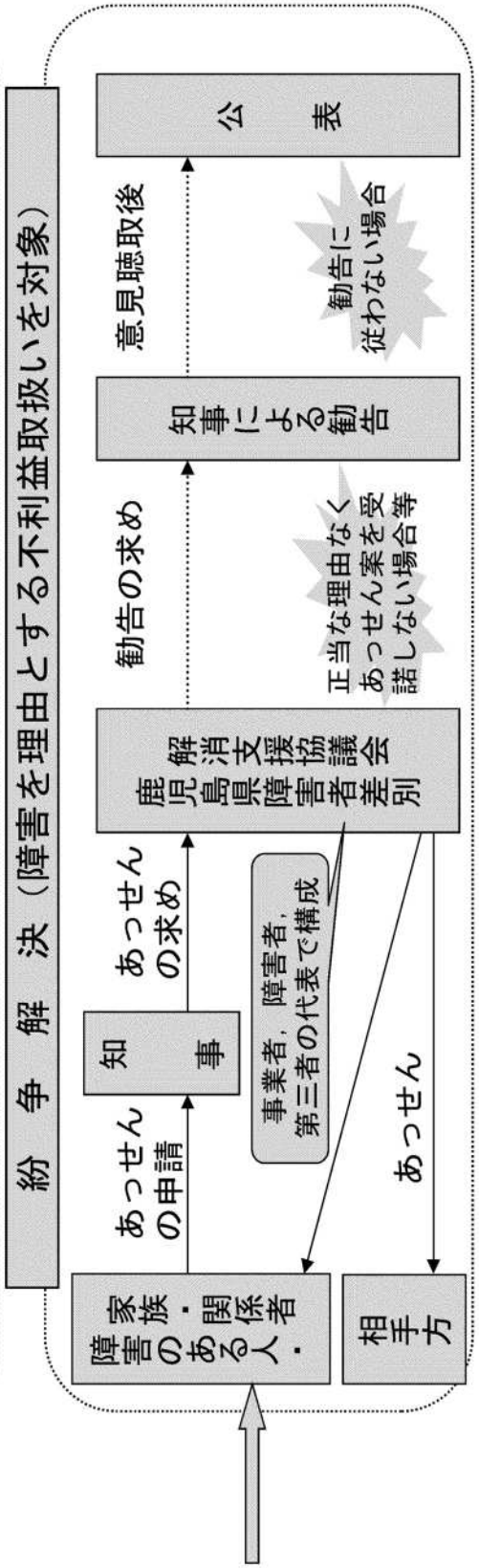
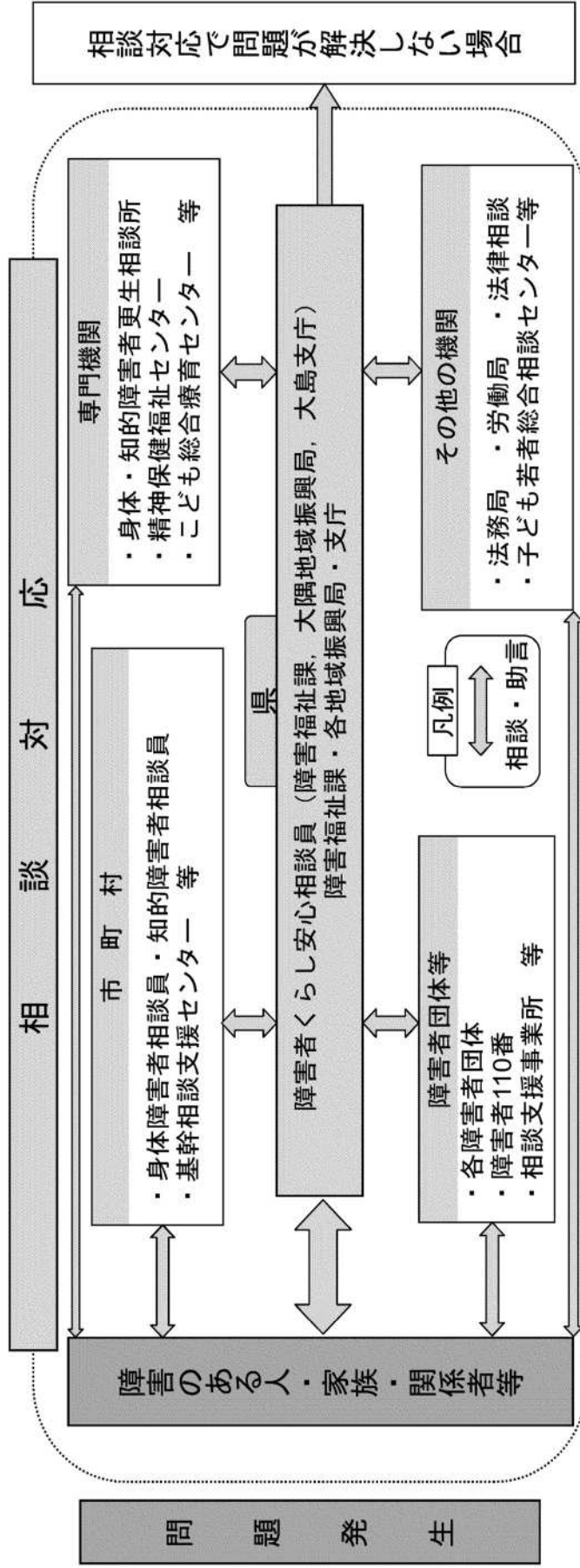


(1)「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」の概要

＜ 制定：平成 26 年 3 月 26 日，公布：平成 26 年 3 月 28 日，施行：平成 26 年 10 月 1 日 ＞

区分	項目	規定する内容
前文		<ul style="list-style-type: none"> 全ての県民が，社会を構成する対等な一員として安心して暮らせる社会の実現を推進
第 1 章 総則	第 1 条 目的	<ul style="list-style-type: none"> この条例は，障害を理由とする差別解消の基本理念を定め，県及び県民の責務を明確化 障害を理由とする差別解消の基本事項を規定 障害を理由とする差別解消の推進を目的と規定
	第 2 条 定義	<ul style="list-style-type: none"> 「障害のある人」，「社会的障壁」，「障害を理由とする差別」について定義
	第 3 条 基本理念	<ul style="list-style-type: none"> 個人の尊厳の尊重，尊厳にふさわしい生活保障 社会活動への参加，地域社会における共生 県民が，障害に関する知識及び理解を深めるよう促進
	第 4 条 県の責務	<ul style="list-style-type: none"> 障害者差別解消施策の策定及び実施する責務
	第 5 条 市町村への要請及び支援	<ul style="list-style-type: none"> 県は，市町村に障害者差別解消施策の実施を要請 県は，市町村との連携を図り，情報の提供，技術的助言等必要な支援を実施
	第 6 条 県民の責務	<ul style="list-style-type: none"> 県民は，障害のある人に対する理解を深め，県又は市町村の障害者差別解消施策に協力 障害のある人は，自らの障害による障壁等について，可能な範囲内で，県民に伝え理解を促進
	第 7 条 財政上の措置	<ul style="list-style-type: none"> 県の財政上の措置
第 2 章 差別の禁止	第 8 条 障害を理由とする差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する不利益的扱いを禁止 社会的障壁の除去に伴う負担が過重でないときは，必要かつ合理的な配慮を提供
	第 9 条～第 16 条 分野別の差別の禁止	<ul style="list-style-type: none"> 福祉サービス，公共的施設，交通機関など 9 分野における障害を理由とする「不利益的扱い」の禁止
第 3 章 差別をなくすための施策	第 17 条及び第 18 条 差別事案に関する相談体制	<ul style="list-style-type: none"> 県は，差別事案に関する相談に応じ，相談者に対して必要な助言，情報提供，関係者間の調整等を実施 県が相談員を設置できることを規定
	第 19 条 附属機関の設置	<ul style="list-style-type: none"> 差別解消の取組を推進するため，「鹿児島県差別解消支援協議会」を設置 所管事務（あっせんに係る事務，障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に係る調査審議） 障害者差別解消法第 17 条第 1 項による協議会
	第 20 条～第 23 条 差別事案に関する紛争解決制度	<ul style="list-style-type: none"> 知事の附属機関によるあっせんの実施 知事による勧告及び公表の実施
	第 24 条及び第 25 条 普及啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> 障害のある人に対する県民の理解を深める啓発の実施及び表彰制度の創設
第 4 章 雑則	第 26 条 規則への委任	<ul style="list-style-type: none"> 条例の施行に関し，必要な事項は規則で規定
附則	施行日時	<ul style="list-style-type: none"> 平成 26 年 10 月 1 日施行 施行後 3 年を目処として検討

障害を理由とする差別に関する相談・紛争解決体制（第17条～第23条）



(2) 障害者差別解消法改正に関する内閣府資料

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律の概要 (令和3年法律第56号)

経緯

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)附則第7条においては、施行(平成28年4月)後3年を経過した場合に事業者による合理的配慮の在り方その他の施行状況について所要の見直しを行う旨規定されている。このため、障害者政策委員会において議論が行われ、令和2年6月に意見書が取りまとめられている。この意見書等を踏まえ、以下の措置を講ずる。

概要

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、事業者に対し社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置を講ずる。

1. 国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加

国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策の効率かつ効果的な実施が促進されるよう、適切な役割分担を行うとともに、相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。

2. 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化

事業者による社会的障壁(障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの)の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改める。

3. 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化

- (1) 基本方針に定める事項として、障害を理由とする差別を解消するための支援措置の実施に関する基本的な事項を追加する。
- (2) 国及び地方公共団体が障害を理由とする差別に関する相談に対応する人材を育成し又はこれを確保する責務を明確化する。
- (3) 地方公共団体は、障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報(事例等)の収集、整理及び提供に努めるものとする。

※ 施行期日

公布の日(令和3年6月4日)から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

→令和6年4月1日

参考

障害者差別解消法では、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、**過重な負担がない範囲**で、社会的障壁を取り除くために**必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)**を行うことを求めている。

(※障害者差別解消法(改正法施行前)では、行政機関等は義務、事業者は努力義務とされている。)



段差がある場合に、スロープなどで補助する



意思を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末などを使う

注: 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」(平成27年2月24日閣議決定)に基づき作成

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（令和5年3月14日閣議決定） 概要

※ 現行の基本方針（H27.2.24閣議決定）からの変更点は赤字部分

第1 差別解消推進に関する施策の基本的な方向 法制定の背景 / 基本的な考え方（法の考え方など）

第2 差別解消措置に関する共通的な事項

1. 法の対象範囲

- 障害者 心身の機能に障害があり、障害及び社会的障壁により継続的に日常・社会生活に相応な制限を受ける状態にある者
- 事業者 商業その他の事業を行う者全般
- 対象分野 障害者の日常・社会生活全般が対象※
※雇用分野は障害者雇用促進法の定めるところによる

2. 不当な差別的取扱い

- 障害者に対して、正当な理由※なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、場所・時間帯などを制限するなどによる、障害者の権利利益の侵害を禁止
※客観的に見て正当な目的の下に行われ、目的に照らしてやむを得ないといえる場合
- 社会的障壁を解消するための手段（車椅子、補助犬その他の支援機器等の利用や介助者の付添い等）の利用等を理由として行われる不当な差別的取扱いも障害を理由とする不当な差別的取扱いに該当。
- 不当な差別的取扱いに該当する／しないと考えられる事例

3. 合理的配慮

- 行政機関等や事業者が事務・事業を行う際に、個々の場面で障害者から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった時に行われる必要かつ合理的な取組であり、実施に伴う負担が過重でないもの
(例) 段差に携帯スロープを渡す／筆談、読み上げ、手話などの意思疎通／休憩時間の調整などの配慮
- 建設的対話・相互理解の重要性（社会的障壁を除去するための必要かつ実現可能な対応案を障害者と行政機関・事業者等が共に考えていくためには、建設的対話を通じ、お互いの状況の理解に努めることが重要）
- 合理的配慮の提供義務違反に該当する／しないと考えられる事例
- 環境の整備（合理的配慮を行うための、主に不特定多数の障害者に向けた事前的改善措置等）

第3 行政機関等が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1. 基本的な考え方

- 行政機関等の職員による取組を図るため、対応要領を策定
(※地方公共団体等は努力義務)

2. 対応要領

- (記載事項) 不当な差別的取扱い・合理的配慮の基本的考え方、具体例、相談体制、研修・啓発

第4 事業者が講ずべき差別解消措置に関する基本的な事項

1. 基本的な考え方

- 主務大臣は事業者による合理的配慮の義務化を踏まえ、所掌する分野の特性に応じたきめ細かな対応を行う。

2. 対応指針

- (記載事項) 不当な差別的取扱い・合理的配慮の考え方、具体例、事業者における相談体制・研修・啓発・制度整備、主務大臣の所掌する事業分野ごとの相談窓口

第5 国及び地方公共団体による支援措置の実施に関する基本的な事項

1. 相談等の体制整備

- 市区町村、都道府県、国が役割分担・連携協力し、一体となつて対応できるように取り組む。このため、内閣府において、各省庁に対する事業分野ごとの相談窓口の明確化の働きかけや、法令説明や適切な相談窓口に関する「つなぐ役割」を担う国の相談窓口の検討を進める。また、相談対応を行う人材の専門性向上、相談対応業務の質向上を図る。

- 啓発活動 行政機関等／事業者における研修、地域住民等に対する啓発活動／障害のある女性、障害のある子ども等への留意。

- 情報の収集、整理、提供 事例（性別・年齢等の情報含む）の収集・データベース化・提供

- 地域協議会 差別解消の取組を推進するため、地域の様々な関係機関をネットワーク化、事業者の参画、設置促進に向けた取組等

第6 その他重要事項 必要に応じた基本方針・対応要領・対応指針の見直し等

(3) 鹿児島県障害者差別解消支援協議会

1 根拠法令

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」第19条

2 目的等

(1) 目的

障害を理由とする差別を解消するための取組を推進する。

(2) 事務

- ・ 障害を理由とする不利益な取扱いに該当する事案について、知事の求めに応じ、あつせんを行う。
- ・ 知事の諮問に応じ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する事項に関し、調査審議する。

(3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）での位置づけ

〔 障害者差別解消法第17条第1項に規定する障害者差別解消支援地域協議会を兼ねる。 〕

- ・ 障害者差別解消法に規定する協議会の事務

障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行う。

組 織	<ul style="list-style-type: none">・ 委員は22人以内・ 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命<ol style="list-style-type: none">① 障害のある人又はその家族その他の関係者が組織する団体を代表する者② 関係行政機関の職員③ 福祉、医療、雇用、教育その他の障害を理由とする差別の解消の推進に関連する分野の業務を行う関係団体を代表する者④ 学識経験者
任 期	<ul style="list-style-type: none">・ 2年
会 長	<ul style="list-style-type: none">・ 会長は委員の互選により定める
会 議	<ul style="list-style-type: none">・ 会議は、委員の過半数の出席により開会・ 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する
部 会	<ul style="list-style-type: none">・ あつせんを行うための部会を置く・ あつせんに係る事項は、部会の決議をもって協議会の決議とする・ 部会に属すべき委員は、会長が指名・ 部会長は、会長が指名

障害者差別に関する相談件数

1 差別に関する相談件数（平成26年度～令和6年度）※H26.10～R6.9

(1) 障害種別

		H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	計
身体障害	肢体不自由	5	17	18	6	16	25	15	6	1	4	1	114
	視覚	4	9	13	5	11	13	8	5		3		71
	聴覚	1	4		1	2	4	6	1				19
	内部障害		2	1		1	4			1			9
知的障害			2	4		2	4	1			1	1	15
知的障害		1	2	2	2		3	1	2		1		14
精神障害(発達)		2	5	2	8	5	8	2	1	5	3		41
2以上の障害		2	2		5		4	3	1		2		19
計		10	26	22	21	21	40	21	10	6	10	1	188

- ・相談種別ごとの相談件数については、「肢体不自由」、「精神障害（発達）」の順に多くなっている。

(2) 場面

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	計
福祉サービス			1	1	1	1						4
医療		2	1		3	3	2			1		12
販売・サービス	1	5	8	1	4	1	2	1	1	3	1	28
労働・雇用	4	4	4	5	3	8		1	1	2		32
教育			1		3	3	1	2	2			12
公共的施設		3	1		1	6	1			3		15
交通機関	2	7	4	5	5	13	6	1				43
不動産取引	1	1		3		1	2		1	1		10
情報の提供など	2	4	1	5		1	1	2				16
その他			1	1	1	3	6	3	1			16
計	10	26	22	21	21	40	21	10	6	10	1	188

- ・差別が発生した場面については、「交通機関」、「労働・雇用」、「販売・サービス」の順に多くなっている。

(3) 障害種別と場面のクロス表

	身体				知的	精神 (発達)	その他 (3障害等)	計
	肢体不自由	視覚	聴覚	内部障害				
福祉サービス	2	1				1		4
医療	2	4	1		2	3		12
販売・サービス	16	3	1	2	1	4	1	28
労働・雇用	3	1	1	11	3	10	3	32
教育	1		1		2	7	1	12
公共的施設	6	2	3		1	1	2	15
交通機関	35	2		1	1	3	1	43
不動産取引	1	1				6	2	10
情報の提供など	1	3	2		1	3	6	16
その他	4	3		1	3	2	3	16
計	71	20	9	15	14	40	19	188

- ・「交通機関」、「販売・サービス」の場面では、車椅子利用者がバスに乗れなかったケースや、お店等で必要な配慮が受けられないケース、電動カートでの入店を断られたケースなど、肢体不自由の方からの相談が多い。
- ・「労働・雇用」については、職場で必要な配慮が受けられなかったケースなど、内部障害や精神障害の方からの相談が多くなっている。

令和5年度

(令和5年4月～令和6年3月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

- ※ 改正障害者差別解消法（事業者による合理的配慮の提供の義務化）の周知
- ・ 県ホームページ
 - ・ 新聞2紙「県政インフォメーション」（9月・3月）
 - ・ 広報誌「ありば」（9月・3月）
 - ・ 情報誌「労働かごしま」（10月）
 - ・ 市町村へ啓発協力依頼（枕崎市広報誌11月号, 9月瀬戸内町ホームページ掲載）

2 事業所等の研修会等での説明（令和6年3月31日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
7	1	1	9

3 事業所等への個別訪問（令和6年3月31日現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
60	265	32	357

※上記以外に、希望する団体等に対してリーフレットを送付（86件）

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況（令和6年3月31日現在）

相談対応	障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計	
新規	49	32	2	83	
相談 件数	不利益取扱い	4	1	0	5
	合理的配慮	1	3	1	5
	その他	44	28	1	73
延べ	131	141	52	324	
対応 回数	不利益取扱い	5	1	0	6
	合理的配慮	1	4	1	6
	その他	125	136	51	312

※延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。
 ※相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益取扱いの相談事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（1件）

1	相談者	年代	70代	性別	女	障害種別	視覚障害 精神障害
内容	4年前に医療機関を受診した際に、植木につまずき、頭を殴打して外科に搬送された経緯がある。今回、同じ医療機関を受診したところ、過去の出来事を引き合いに「外科へ行け」と言われ、診療してもらえなかった。加えて、「これだから障害者は手がかかる」等の発言を受けた。						
対応希望	特に対応は求めない						
対応結果	話を傾聴し、関係機関に情報提供する旨を相手方に伝えた。その後、市と地域振興局に情報提供した。						

ウ 商品の販売及び役務の提供（1件）

2	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	-（支援団体職員）
内容	障害者支援団体からの相談。ストレッチャータイプの車椅子を利用する方（県外在住）が鹿児島旅行中に、バスへの乗車拒否、飲食店での入店拒否を受けた。また、この件を障害者基幹相談支援センターに相談したところ、適切に対応してもらえなかった。						
対応希望	各事業所等に対する啓発、対応状況の調査及び結果報告						
対応結果	各事業所等へ聞き取り調査及び啓発を行った。 バス会社は、ストレッチャータイプの車椅子を固定する装置の導入について今後検討する、現時点での車椅子の乗車対応についてはホームページにて周知を行う、とのこと。 飲食店は、来店された全てのお客様をお迎えするよう、改めて全社員に周知する、とのこと。 基幹相談支援センターは、相談対応について改めて職員の意識向上を図っていく、とのこと。 これらの調査結果、啓発内容を相談者に説明した。						

エ 労働及び雇用（2件）

3	相談者	年代	40代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	ハローワークを通して障害者枠の求人に応じ、面接の際に適応障害があることを説明した。「この会社でうまく人間関係を作ることが出来ますか」と問われた。最終的に不採用通知が届いた。						
対応希望	助言（就職するためにはどうしたら良いか）						
対応結果	紹介したハローワークに不採用理由を確認することを助言した。仮に障害を理由とした不採用であっても、表面上は他の理由となっている場合もあり、企業側の回答によっては障害者差別として扱うことが難しい場合もあることを説明。 今後面接に臨む際の伝え方等の助言を行うとともに、他の就職関係の相談先として市の就職相談機関の窓口を案内した。						

4	相談者	年代	40代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	県外で長年運転の仕事をしてきたが、帰省し就職活動している。面接をした会社から採用の連絡があったが、その後、本社の意向で不採用になった。障害を理由に断られたのではないかと思う。来週、ネットで探した企業の面接を予定している。また障害を理由に不採用になるかもしれないと不安である。						
対応希望	助言（ハローワークを通して仕事を探した方が良いのか知りたい。） 不採用になった会社への対応は不要						
対応結果	ハローワークや障害者就業・生活支援センターの求職支援について確認し、相談者に案内した。						

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（0件）

キ 交通機関の利用（0件）

ク 不動産取引（1件）

5	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	-（ハローワーク職員）
内容	ハローワーク職員からの相談。求職相談に来た方が、賃貸部屋の契約手続を行っていたところ、障害の有無を聞かれ、発達障害があることを伝えると契約を断られた、という相談があった。障害者差別ではないのか。同様の相談はあるか。						
対応希望	情報提供依頼						
対応結果	障害者差別であること、同様の相談が令和4年度にあったことを説明。相談窓口として、市障害福祉担当課を紹介。解決に至らない場合は再度県に相談するように助言した。						

ケ 情報の提供及び受領（0件）

コ その他（0件）

(2) 合理的配慮の相談事例（5件）

ア 福祉サービスの提供（0件）

イ 医療の提供（0件）

ウ 商品の販売及び役務の提供（2件）

6	相談者	年代	50代	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	身体障害があり、ヘルプマークを携帯している。スーパーで買い物の際、店員に「上肢が不自由なので、袋詰めをお願いしたい」と口頭で頼んだが、店舗や店員によって、対応してくれる時と対応してくれない時がある。ヘルプマーク等について、啓発してほしい。						
対応希望	利用店舗に対する啓発						
対応結果	店舗を訪問し啓発することを説明（後日、該当店舗を訪問し、啓発活動を実施）。現在、啓発活動において、当該相談事例を具体例として紹介している。						

7	相談者	年代	50代	性別	男	障害種別	精神障害
内容	<p>長年利用していたガソリンスタンドで、「自動車の進入ルールを守らなければ出入り禁止にする」と言われたが、障害のため間違えて、利用できなくなった。障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例に違反している。</p> <p>合理的配慮の提供について当該事業所に説明してほしい。</p>						
対応希望	相手方との調整、啓発						
対応結果	<p>ガソリンスタンドを訪問し、当該案件の経緯等について聞き取りを行った。相談者の危険行為や迷惑行為が原因であり、複数回にわたり丁寧に説明しても改善されなかったことから、警察や弁護士等と協議して利用を断っているとのこと。本件は障害者差別ではないことを確認した。</p> <p>後日、相談者に対して、ガソリンスタンドを訪問し経緯等を確認したことを説明した。</p>						

エ 労働及び雇用（0件）

オ 教育（0件）

カ 公共的施設の利用（3件）

8	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	肢体不自由
内容	<p>県大島支庁1階県民室に設置してある自動販売機の前に長椅子が置いてあり、車椅子で通るスペースがない。</p>						
対応希望	該当物の移動						
対応結果	即時に自動販売機前の長椅子の配置を換え、車椅子が通れるスペースを確保した。						

9	相談者	年代	不明	性別	女	障害種別	-（家族・親族）
内容	<p>身体障害（肢体不自由・視覚障害）のある息子と2人で暮らしている。住んでいる家は崖の下にあり、以前は消防団員の支援を受けられたが、最近では支援がなくなり、市役所に相談したが断られた。</p>						
対応希望	災害発生時の避難の際に支援を受けられるようにしてほしい						
対応結果	<p>市の防災担当者と福祉担当者に要援護者の避難支援について確認した。</p> <p>防災担当課からは、要援護者の登録を行うと、家族や地域の人が協力者として支援する仕組みであり、協力者がいない場合は消防団員が支援する場合もあるとの説明を受けた。</p> <p>福祉担当課からは、相談者が住んでいる場所は限界集落で支援が行き届かない地域であるため、現在利用している障害者支援施設等で短期入所等の利用を提案された。</p> <p>これらの情報を相談者に説明し、地域の障害者短期入所施設と生活介護施設のリストを郵送した。</p>						

10	相談者	年代	不明	性別	不明	障害種別	- (家族・親族)
	内容	<p>知的障害をもつ小学生の子が、公営プール利用前に、障害特性のためスイムキャップ未着用での利用許可を受けたが、利用中に別の職員からスイムキャップを着用しないことを理由に退出するよう指示された。</p> <p>今回のことは合理的配慮の不提供に当たるのではないか。施設に対する周知はどうなっているのか。再発防止に向けた具体的な対応策を教えてください。</p>					
		対応希望	相手方との調整, 啓発				
	対応結果	当該施設及び市担当部署（プール管理の委託元）に聞き取り調査を行った。指定管理事業者への指導を行うことや今後の対応等について、市の担当者から相談者に説明した。					

- キ 交通機関の利用（0件）
- ク 不動産取引（0件）
- ケ 情報の提供及び受領（0件）
- コ その他（0件）

令和6年度

(令和6年4月～令和6年9月)

第1 普及啓発

1 広報・行事等

リーフレット, ポスター, 県ホームページ

※ 改正障害者差別解消法（事業者による合理的配慮の義務化）の周知

- ・ 県ホームページ
- ・ 事業所の会合等における周知（4月～）
- ・ デジタルサイネージ「わが街NAVI」掲載（5月～）
- ・ 新聞2紙「県政インフォメーション」（6月）
- ・ 情報誌「労働かごしま」（6月）

2 事業所等の研修会等での説明（令和6年9月末現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
6	0	1	7

※ うち5回動画提供による研修

3 事業所等への個別訪問（令和6年9月末現在）

障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
27	88	1	116

※ 上記以外に、希望する団体等に対してリーフレットを送付（76件）

第2 相談対応

1 障害者くらし安心相談員の配置状況（各1名）

配置先	電話番号	受付時間
障害福祉課	電話：099-286-5110 Fax：099-286-5558	午前9時～午後4時
大隅地域振興局 地域保健福祉課	電話：0994-52-2108 Fax：0994-52-2120	
大島支庁 地域保健福祉課	電話：0997-57-7222 Fax：0997-57-7251	

2 障害者くらし安心相談員の活動状況（令和6年9月末現在）

相談対応		障害福祉課	大隅地域振興局	大島支庁	計
新規相談件数		38	15	2	55
	不利益取扱い	0	0	0	0
	合理的配慮	0	1	0	1
	その他	38	14	2	54
延べ対応回数		73	112	24	209
	不利益取扱い	0	0	0	0
	合理的配慮	0	1	0	1
	その他	73	111	24	208

※ 延べ対応回数には、継続相談への対応を含む。

※ 相談員不在時に他職員が対応した件数を含む。

3 相談対応の具体的な相談事例

(1) 不利益取扱いの相談事例 (0件)

(2) 合理的配慮の相談事例 (1件)

ア 福祉サービスの提供 (0件)

イ 医療の提供 (0件)

ウ 商品の販売及び役務の提供 (1件)

1	相談者	年代	70代	性別	男	障害種別	内部障害
内容	数年前、スーパーで買い物しているとき、身体障害があり重い物を持ってないので、ヘルプカードを提示して「運んでほしい」とスタッフに相談したが、「うちでは使えません」と断られた。ヘルプカードはどんな時に使うものなのか。						
対応希望	事業所に対する啓発						
対応結果	ヘルプカードは、外見では健康に見えても、配慮を必要としている方が使うものであることを説明。日頃の啓発活動では「ヘルプマーク・ヘルプカードを携帯している方が困っている様子であれば声をかけるように」と伝えていることを説明。 当該スタッフはヘルプカードを知らなかった可能性があることから、今後このようなことがないように、該当店舗で啓発活動を行うことを伝えた。後日、当該店舗を訪問し啓発活動を実施した。						

エ 労働及び雇用 (0件)

オ 教育 (0件)

カ 公共的施設の利用 (0件)

キ 交通機関の利用 (0件)

ク 不動産取引 (0件)

ケ 情報の提供及び受領 (0件)

コ その他 (0件)